

大阪広域水道企業団「建設コンサルタント業務」の 総合評価方式の制度化について

1 経緯

「価格」と「技術力」の双方を評価し、最も優れた者を落札候補者として決定する総合評価方式は、当企業団においても、工事及び委託役務業務で既に導入済みであり、結果「品質及び適正な体制の確保」がなされていると考える。

一方、建設コンサルタント業務においては、総合評価方式を採用せず、これまでは価格競争のみにより落札候補者を決定してきた。

しかし、建設コンサルタント業務についても企業団の事業運営全体に大きな影響を与える業務が複数存在し、その発注にあたっては「品質及び適正な体制の確保」が担保された受注者を求めるべきとの観点から、試験的に総合評価方式を取り入れ、「水需要予測及び施設整備マスタープラン等作成委託」ほか2件の発注を実施したところである。

その3件について効果検証をしたところ、「品質及び適正な体制の確保」が期待できる技術力の高い業者が落札し、成績評定も良好な結果となったことから、本方式を採用したことの効果があったと言える。よって、本方式の制度化を行いたい。

2 制度化のスケジュール（【資料1-4】参照）

令和2年	10月27日	大阪広域水道企業団競争入札審査会
	12月中旬	大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会（今回）
令和3年	2月上旬	大阪広域水道企業団ウェブページ上で制度公表
	4月1日～	制度施行

3 制度内容

(1)対象案件

下記のいずれかに該当するもののうち、企業団が総合評価落札方式によることが適当と認めるものとする。

- (i) 水道の事業認可(変更認可を含む)等事業全般に係る計画調査または企業団水道事業の将来計画の策定及び策定に関する調査に係るコンサルタント業務
- (ii) 浄水場やポンプ場の新設・更新の設計、管路布設の送配水計画やルート選定などの広範かつ高度な技術力を要するコンサルタント業務

(2)実施手順

【資料1-3】参照

(3)総合評価落札方式の方法

【資料1-3】参照

4 効果検証

【総合評価方式による建設コンサルタント発注案件の概要】

1. 水需要予測及び施設整備マスタープラン等作成委託

公 告 日：平成 30 年 2 月 28 日

開 札 日：平成 30 年 4 月 4 日

履行期間：令和 2 年 3 月 11 日

予定価格：34,560,000 円

(株)日水コン 大阪支所：入札金額 31,500,000 円 (64.369 点) ←落札

日本水工設計(株)大阪支社：入札金額 27,420,000 円 (57.060 点)

- 業務完了後成績評定：80 点

2. 水道事業及び水道用水供給事業の統合に係る検討委託

公 告 日：平成 30 年 10 月 17 日

開 札 日：平成 30 年 11 月 20 日

履行期間：令和 2 年 3 月 13 日

予定価格：33,560,000 円

日本水工設計(株)大阪支社：入札金額 26,290,000 円 (55.844 点) ←落札

(株)極東技工コンサルタント：辞退

(株)アスコ大東：辞退

- 業務完了後成績評定：77 点

3. 村野浄水場 将来計画検討委託

公 告 日：平成 30 年 10 月 31 日

開 札 日：平成 30 年 12 月 3 日

履行期間：令和 2 年 3 月 27 日

予定価格：33,520,000 円

(株)日水コン 大阪支所：入札金額 27,500,000 円 (69.924 点) ←落札

(株)アスコ大東：入札書不着

- 業務完了後成績評定：80 点

【入札参加に関する調査及び結果】

先行して入札が行われた「水需要予測及び施設整備マスタープラン作成委託」については、過去の類似案件に入札参加申請した者を対象に、電話での聞き取り調査を行った。

他の2件については、それぞれの案件の入札参加申請した者及び過去の類似案件に入札参加した者を対象に、電話での聞き取り調査を行った。

◎ヒアリング内容

案件名	主な不参加理由	参加可能な条件
水需要予測及び施設整備 マスタープラン等作成委託	技術審査資料の作成が 3月になり対応できない。	第1四半期の発注であれば 対応できる可能性あり。
水道事業及び水道用水 供給事業の統合に係る検討委託	発注時点において業務 履行のための技術者が	
村野浄水場 将来計画検討委託	確保できない。	

考 察

平成29年度に公告を行った「水需要予測及び施設整備マスタープラン等作成委託」（先行案件）の入札状況やヒアリング結果を受け、他の2件については公告を4ヶ月程度早め、公告に先行して当該事業のお知らせも行ったが、入札参加者の増加は見られなかった。

さらにヒアリングを行ったところ、「第1四半期の発注であれば対応できた可能性があった」との回答が多く、「発注時点において業務履行のための技術者が確保できない」と人員の不足を訴える回答も目立った。

また、入札参加者は企業団が公表する年度当初の発注予定公表を参考に受注計画を立てるため、年度途中の臨時公表等では対応できないことが判明した。

本格実施をする際には、定期公表に掲載し、総合評価案件であることがわかるようにすることで入札参加者の増加が見込まれると考える。

5 まとめ

以上のことから、入札参加者が少なかったものの、試行を行ったいずれの案件でも技術力の高い業者が落札し、業務完了後の成績評定も高評価であったため、本方式を採用した効果があったと考えられることから、正式に制度化を行いたい。

また、本方式の制度化にあたっては、対象案件については可能な限り早期の発注に努めるとともに、定期公表で総合評価案件であることを明記するなどの運用を行うことで、入札参加者の増加を見込むこととする。